

# 令和4年度第11回教育委員会会議日程

開催期日 令和4年12月12日(月)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第20号 中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」  
実施の件

日程第3 議案第35号 令和4年芽室町議会定例会12月定例会議教育委員会所管  
一般質問の件(非公開)

日程第4 議案第36号 令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する  
意見申し出の件(非公開)

閉 会

日程第2

報告第20号

中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」実施の件

中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」を実施しようとするものであります。

令和4年12月12日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」 実施要領

## 1 目的

生徒が日頃感じていることや考えていることについて、オンラインにより教育委員と意見交換を行い、教育の大切さに関心を持ってもらうとともに、教育行政の基本である生徒たちに「生きる力」をはぐくむ教育の推進を図る。

## 2 内容

- (1) 各中学校の生徒会から2名を選出願う。
- (2) 会議はZoomを利用したオンラインで実施する。
- (3) 顔合わせ、教育委員会制度及び協議テーマを確認するために、事前研修を実施する。(オンライン接続テストを兼ねる)
- (4) 事前研修は1月中の放課後に実施し、本研修は2月中の放課後に実施する。(日程は後日調整)
- (5) 研修終了後に感想を報告してもらう。

## 3 事前研修(顔合わせ・教育委員会制度・協議テーマの確認)

- (1) 日時 令和5年1月下旬 16時00分～17時00分
- (2) 場所 芽室町役場
- (3) 出席者 金須教育総務係長、金沢教育総務係主任、市原教育総務係主事

## 4 本研修(教育委員会とのトーク)

- (1) 日時 令和5年2月27日(月)(予定)  
16時00分～17時15分
- (2) 場所 生徒(各学校)、教育委員(芽室町役場2階応接・会議室)
- (3) 出席者 程野教育長、鳥本教育長職務代理者、福井委員、松久委員、土井委員、有澤教育推進課長、日下生涯学習課長、他事務局職員

## ◎「郷育・夢育」等を踏まえ、次のテーマを中心に協議する。

- (1) 学校の教育や学校生活の課題、町への要望について
- (2) 現状の「めむろ」と未来の「めむろ」及び将来の夢について
- (3) 教育委員会委員からの質問事項について

日程第3

議案第35号

令和4年芽室町議会定例会12月定例会議教育委員会所管一般質問の件  
(非公開)

令和4年芽室町議会定例会12月定例会議教育委員会所管一般質問について、答弁  
しようとするものであります。

令和4年12月12日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 4

議案第 3 6 号

令和 4 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の  
件（非公開）

令和 4 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする  
ものであります。

令和 4 年 1 2 月 1 2 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第300号

令和4年12月12日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作  
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。